

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において農林水産委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案9件、衆議院農林水産委員会提出法律案1件、内閣提出承認案件1件であり、いずれも成立した。また、本委員会提出の法律案が1件成立している。

さらに、本委員会付託の請願4種類21件は、いずれも保留と決定された。

なお、平成7年度畜産物価格の決定等に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案等の審査〕

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案は、森林の整備等に資するため、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置等を講じようとするものであり、4月25日の委員会において、本委員会提出の法律案として提出することが決定された。

本年4月からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意が実施されることに伴い、農業合意関連対策の一環として、次の4法律案が提出された。

まず、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案は、青年の就農促進を図るため、就農支援資金の貸付け等の措置を講じようとするものである。

次に、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を設ける等の措置を講じようとするものである。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に、緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を行わせることにより、民間の研究開発能力を活用するための措置を講じようとするものである。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、これら4法律案を一括して議題とし、新規就農青年の今後の増加見通し、就農支援資金を助成制度としなかった理由、条件不利地域における新規作物等の導入推進対策、緊急を要する研究開発課題の具体的内容、

農地保有合理化事業の在り方等について質疑が行われた。質疑終局の後、前2法律案は、いずれも全会一致で可決され、後2法律案は、いずれも討論の後、賛成多数で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

参議院先議として提出された**農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案**は、本年3月31日までとなっている合併経営計画の提出期限の3年間延長、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、農協合併の現状と課題、合併推進法人における固定化債権買取事業の運営方針等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

他の本院先議案件である**農業者年金基金法の一部を改正する法律案**は、農業者年金事業の安定化を図るため給付等の適正化を行うとともに、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため、被保険者等の配偶者への被保険者の資格の付与、適格な経営移譲の相手方として新規参入者の追加等の措置を講じようとするものであり、また、**地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件**は、農林水産消費技術センターの配置の適正化を図るため、仙台農林水産消費技術センター及び岡山農林水産消費技術センターの設置について、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、両案件を一括して議題とし、農業者年金制度の将来見通し、農業に専従する女性の地位の明確化と家族経営協定の在り方、農林水産消費技術センターの業務量増大への対応策等について質疑が行われた後、前者は全会一致で可決され、後者は全会一致で承認された。なお、前者について8項目の附帯決議が行われた。

前第131回国会で成立した主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律を受けて提出された**農産物検査法の一部を改正する法律案**は、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、検査米・未検査米同時流通に伴う混乱の防止策、成分検査の在り方等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、5項目の附帯決議が行われた。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案は、中小漁業者等の経営の近代化を促進するため、構造改善事業を実施する中小漁業者に対する資金の融通の円滑化等の措置を講じようとするものであり、また、**漁業災害補償法の一部を改正する法律案**は、中小漁業者の共済需要の変化に的確に応じていくため、

漁業共済事業に係る契約方式の多様化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、中小漁業の振興対策、漁業経営改善促進資金の運用方針、漁業共済の加入促進対策等について質疑が行われた後、いずれも全会一致で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

衆議院農林水産委員会提出に係る山村振興法の一部を改正する法律案は、その有効期限を平成17年3月31日まで10年間延長する等の措置を講じようとするものであり、別に質疑もなく、全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会は、3月28日、加工原料乳保証価格については、再生産を確保することを旨として適正に決定すること外4項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月8日、平成7年度の農林水産行政の基本施策について、大河原農林水産大臣から所信を聴取し、同月17日、質疑を行った。この中で、食料自給率、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策、中山間地域対策、減反強化、緊急輸入米の処理、国有林野行政の課題、韓国漁船の違反操業などが取り上げられた。

また、3月28日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、指定食肉価格諮問の基本的考え方、肉用子牛生産者補給金制度における指定協会の借入金問題、加工原料乳の保証乳価と限度数量などの質疑が行われた。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度農林水産省関係予算の審査を行い、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策予算、農業基本法の見直し、新食糧法における米の政府買入数量・価格や備蓄量、国有林野事業の今後の見通し、発効した国連海洋法条約への対応などの質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年2月8日(水) (第1回)

- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大河原農林水産大臣から所信を聴いた。
- 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(閣法第4号)(衆議院送付)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(閣法第6号)

(衆議院送付)

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上4案について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

○青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上4案について大河原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第4号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

（閣法第5号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

以上両案についてそれぞれ討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産

（閣法第13号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成7年2月17日（金）（第3回）

○平成7年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大河原農林水産大臣、政府委員、厚生省、自治省及び国税庁当局に対し質疑を行った。

- 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第20号）について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月21日（火）（第4回）

- 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第20号）について大河原農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第20号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月14日（火）（第5回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）
地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）
以上両案件について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日（木）（第6回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）
地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）
以上両案件について大河原農林水産大臣、政府委員、厚生省、国税庁、及び法務省当局に対し質疑を行った後、
農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）を可決した。
（閣法第81号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）を承認すべきものと議決した。

- （閣承認第2号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

- 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）
以上両案について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第7回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について大河原農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）

以上両案について大河原農林水産大臣、政府委員及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第25号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

（閣法第26号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 山村振興法の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長中西績介君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第5号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産

反対会派 なし

○平成7年3月28日（火）（第8回）

- 畜産物等の価格安定等に関する件について大河原農林水産大臣及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成7年4月25日（火）（第9回）

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案の草案について提案者北修二君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成7年5月18日（木）（第10回）

- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成7年5月23日（火）（第11回）

- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

全国農業協同組合中央会常務理事	高野 博君
有限会社長谷部商店代表取締役	長谷部 喜通君
消費科学連合会事務局長	伊藤 康江君
和光大学経済学部教授	持田 恵三君

○平成7年5月25日（木）（第12回）

- 農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について大河原農林水産大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第82号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、二院
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月6日（火）（第13回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について商工委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成7年6月14日（水）（第14回）

- 請願第2号外20件を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、近年、農村における高齢化の進展等から、農業の担い手不足が顕在化しており、青年農業者の確保の重要性が増大していることにかんがみ、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待される青年の就農を促進するため、ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、無利子の就農支援資金の貸付けを中心とした特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 都道府県の就農促進方針に即し、新たに就農しようとする青年は、就農計

画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その認定を受けることができることとし、このような認定就農者に対し、重点的に就農支援措置を講ずることとする。

- 2 都道府県知事は、就農支援資金の貸付け、新たに就農しようとする青年に対する情報の提供等一定の就農支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、都道府県に1個に限り、都道府県青年農業者育成センターとして指定することができることとする。
- 3 都道府県青年農業者育成センターは、認定就農者が就農計画に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農準備に必要な資金を無利子で貸し付けることができることとする。なお、認定就農者が条件不利地域に就農した場合については、償還期間の特例を設けることとする。

【附帯決議】

近年における農業就業者の急速な減少と高齢化の進展、ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う農業経営環境の厳しさの増大等に対処して、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業の担い手となることが期待される青年農業者を確保・育成することが急務となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 就農促進方針の策定に当たっては、青年の就農に関する業務を行う団体・機関等と十分な調整を行い、地域の農業の実情を的確に反映したものとすよう指導すること。
- 2 就農計画の認定に際しては、新たに就農する青年の創意を活かしつつ、就農の実態に応じた弾力的な運用が行われるよう指導すること。
- 3 青年農業者育成センターの就農促進業務が円滑に行われるよう、新規就農に関する必要な情報が十分集積される体制の整備に努めること。
- 4 就農しようとする者及び就農後の者に対し、都道府県、市町村、センター、その他関係する団体・機関等が連携を密にし、総合的かつ個々のニーズに合致した弾力的な支援活動を行うよう指導すること。
- 5 研修終了後の就農が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に十分な配慮を行うこと。

右決議する。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ、

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を設ける等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定地域新部門導入資金は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物等を導入し、新たな農業部門の経営を開始するのに必要な資金とすることとする。なお、本資金が条件不利地域を対象としていることにかんがみ、従来の農業改良資金よりも長い償還期間及び据置期間を設定することとする。
- 2 特定地域新部門導入資金については、一定の要件に該当し、都道府県の指定を受けた市町村が貸付けを行うことができることとし、政府は、当該貸付事業に必要な資金の全部を貸し付ける都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けることができることとする。

【附帯決議】

ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国農業・農村をめぐる情勢は一段と厳しさを増し、特に、地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域においては、その影響を一層強く受けることが懸念されている。

よって政府は、これら地域の農業振興対策の拡充を図るとともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 特定地域新部門導入資金制度の運用に当たっては、特定地域の基幹的産業である農業の振興に資するよう、条件不利地域における他の農業振興対策等との連携を図りつつ、対象地域の速やかな指定、地域の実態に即した円滑な貸付け等に万全を期すること。
- 2 新規作物等の導入に当たっては、農業改良普及員等により地域の特性に着目した関係情報の提供等きめ細かな対応を行うとともに、当該作物が定着するよう、関係機関が一体となって、適切な栽培方法、製品の流通ルートの確立、高付加価値化を図るための加工等について必要な助言、指導を行うこと。右決議する。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該研究開発を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための措置を講じようとするものであって、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、生物系特定産業技術研究推進機構に行わせる研究開発等の業務の計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表することとする。
- 2 機構の業務として、民間の研究開発能力を活用することによってその効果的な実施を期待できる農業に関する技術の研究開発を行うこと等を追加することとする。
- 3 機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って、研究開発業務の一部を民間に委託することができることとする。
- 4 機構は、研究開発業務に関し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に対して、助言・協力を求めることができることとする。

【附帯決議】

ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う我が国農業・農村への影響の緩和とその将来の発展のために、農業の生産現場に直結した革新的な研究開発を強力に推進することが急務となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 基本方針の策定及び研究開発課題の設定に当たっては、農業者、農業団体等現場のニーズ及び意見を的確に反映し、関連業界、学識経験者等幅広い分野の専門知識を十分に活用するとともに、構造政策や生産対策等他の政策との有機的な結合を図ること。
 - 2 開発された研究成果については、生産現場への迅速な普及が必要であることにかんがみ、協同農業普及事業、農業構造改善事業等の各種施策において積極的に対応すること。
 - 3 本法は、平成12年3月31日までに廃止するものとなっているが、そのことによって研究開発及びその成果の普及に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。
- 右決議する。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農地保有合理化法人に対し、農用地の積極的な買入れが可能となるよう財

務基盤の強化のための助成、農業用機械・施設の売買、農用地の造成等農地保有の合理化に関する事業に必要な資金についての債務保証等を新たに実施することとする。

- 2 所有者から農業委員会に売渡しの申出があった農用地について、農地保有合理化法人による買入れが必要である旨の農業委員会の要請を受けた場合であって市町村長が当該措置が特に必要と認めるときは、農地保有合理化法人は買入協議を行うことができることとする。

【附帯決議】

ウルグァイ・ラウンド農業合意による新たな国際環境の変化等厳しさを増す農業情勢に対応するため、農用地の利用の集積等により農業経営の体質強化を図ることが農政の重要課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、農地流動化の促進に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を速やかに育成するため、本法に基づき、市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の策定が平成6年度内に完了するよう努めるとともに、農業経営改善計画の認定が円滑かつ着実に行われるよう、市町村等に対する適切な助言、指導を行うこと。
 - 2 農地保有合理化支援法人による債務保証業務については、農地保有合理化法人による農業構造の改善に資する事業等の積極的な展開が図られるよう、その円滑な運用に努めること。
 - 3 農地保有合理化法人の財務基盤を強化するための助成に当たっては、当該法人による農地の中間保有・再配分機能が十分発揮されるよう指導すること。
 - 4 農地保有合理化法人による買入協議制度については、関係機関等との連携の下、望ましい担い手に対する効果的な農地利用の集積に資するよう、地域の実情を踏まえ、必要な助言、指導を行うこと。
- 右決議する。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 合併経営計画の都道府県知事への提出期限を3年間延長して、平成10年3月31日までとすることとする。

- 2 都道府県農業協同組合合併推進法人の業務の範囲に、合併に係る農協の固定した債権の取得、管理及び回収を行うことを追加するとともに、農業協同組合合併推進支援法人の業務の範囲に、推進法人が行う固定した債権の取得等の業務の実施に必要な資金の援助を行うことを加えることとする。
- 3 都道府県農業協同組合合併推進法人及び農業協同組合合併推進支援法人が行う固定した債権の取得等の業務に充てるための負担金を支出した場合には、損金算入の特例の適用があるものとする。
- 4 合併経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた農協の合併について、税法上の特例措置を設けることとする。

【附帯決議】

最近における我が国農業及び農村を取り巻く諸情勢の変化の中で、農業協同組合は、真に農業者の協同組織として、組合員の信頼にこたえ、組合員の多様なニーズに的確に対応した事業運営を行い、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に取り組むとともに、その経営基盤の安定強化と経営の効率化を図ることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現を図り、農業協同組合の健全な発展に努めるべきである。

- 1 農協合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得の下に行われるよう指導すること。
また、専門農協の合併についても、その促進を図るため、特性等に配慮して体制整備に努めること。
- 2 農協の大型化・広域化に伴う農協と組合員、農協と市町村行政との関係の希薄化を避けるため、広域営農指導体制の確立、市町村農政との連携強化等所要の措置を講ずるとともに、農協経営の効率化・合理化が推進されるよう指導すること。
- 3 固定化債権問題が農協合併の阻害要因となっている実態にかんがみ、都道府県農業協同組合合併推進法人及び農業協同組合合併推進支援法人の業務範囲の拡大に当たっては、両法人の機能が遺憾なく発揮され、農協合併の促進に十分寄与するよう指導すること。
- 4 農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に配慮しつつ推進するよう指導すること。

また、農協系統組織の組織整備の進展に対応した法制度の整備について検討すること。

右決議する。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小漁業者等の経営の近代化を促進するため、構造改善事業を実施する中小漁業者に対する資金の融通の円滑化を図るとともに、漁業近代化資金の貸付対象者を拡大する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 漁協系統等の資金を原資として、構造改善事業を実施する中小漁業者に対して、経営の近代化に必要な低利運転資金を融通する漁業経営改善促進資金制度を創設することとし、漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務等について、所要の措置を講ずることとする。
- 2 漁業の経営形態の多様化、資金需要の増加等に対応するため、漁業近代化資金の貸付対象者の範囲を拡大するとともに、貸付金合計額の最高限度を引き上げることとする。
- 3 漁業者等への資金融通を円滑にするため、漁業信用基金協会の会員資格の範囲の拡大等を行うこととする。また、漁業近代化資金制度及び中小漁業融資保証制度について、金利改定手続の簡素化を図ることとする。

【附帯決議】

我が国漁業を取り巻く状況は、国際的漁業規制の強化、周辺水域の資源水準の低下、水産物輸入の急増、魚価の伸び悩み等により、厳しさを増しており、漁業経営の安定・改善対策の強化が緊急かつ重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 漁業を取り巻く厳しい状況に対処し、漁業・漁村地域の活性化を図るため、漁業情勢、経営実態等の変化に即応し、水産金融制度の一層の充実に努めるとともに、我が国漁業の将来展望を踏まえ、経営基盤強化のための構造対策を推進すること。
- 2 漁業経営改善促進資金制度の貸付対象となる特定業種の範囲については、必要に応じて適宜見直すとともに、本資金制度が経営の改善合理化のために円滑かつ有効に利用されるよう、貸付手続の簡素化、適切な経営指導等に努めること。
- 3 漁業経営改善促進資金等の円滑な貸付けのため、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用が図られるよう努めること。
- 4 漁業近代化資金制度については、漁業・漁村地域の活性化に資する観点か

ら、漁業者の資金需要等を踏まえて幅広い活用を図ること。

- 5 中小漁業融資保証保険制度並びに水産金融制度全般を円滑に運営し、漁業の一層の振興を図るため、漁業信用基金協会の財務基盤の強化を図られるよう努めること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、漁業事情の推移に伴う中小漁業者の共済需要の変化に的確に対応していくため、漁業共済事業に係る共済契約の方式を多様化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 漁獲共済についての改正

最近の資源管理型漁業の進展等に対応するため、中小漁業者等により構成され、漁獲共済に係る規約を定める等の一定の要件を満たす団体が、共済契約を締結することができるようにする。また、継続申込特約の制度において、契約割合の引上げの制限を緩和することとする。

2 養殖共済についての改正

最近における漁業者の共済需要の多様化に対応するため、てん補方式に選択制を導入し、てん補内容の充実を図ることとする。また、継続的な加入を確保し、漁業者の加入手続を簡素化するため、継続申込特約方式を導入するとともに、無事故者に対する掛金返戻制度を導入することとする。

3 政府による漁業共済保険事業についての改正

最近における共済事故の態様等にかんがみ、政府の保険金額の算定方法を改めることとする。

【附帯決議】

近年の漁業をめぐる情勢は、産地魚価の低迷、漁獲量の減少、国際規制の強化等極めて厳しいものがある。このような中で、漁業災害補償制度は、中小漁業者の経営の安定に大きな役割を果たしてきた。しかし、その運営は、低い加入率等のため必ずしも安定したものとなっていない。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、本制度の円滑な運営の確保に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 漁業経営における本制度の重要性にかんがみ、今後の漁業動向、漁業者ニーズの変化・多様化等に即応して、一層の整備に努めること。
- 2 共済掛金率及び補償水準の設定に当たっては、漁業経営の実情を十分に見極めて適切に対処すること。
- 3 国と共済団体の責任分担方式の見直しに当たっては、事業の長期的な収支

状況に配慮し、関係者の十分な理解を得て決定すること。

- 4 加入促進運動を強力に展開するため、漁協や漁業共済組合等の普及推進体制の強化、地方自治体の積極的協力の確保、これら諸団体間の関係の緊密化等につき適切に指導すること。

右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要旨】

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため被保険者等の配偶者への被保険者の資格の付与、適格な経営移譲の相手方として新規参入者の追加等の措置を講ずるほか、農業者年金基金の行う離農給付金支給業務の改善等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 年金財政の長期安定を図りつつ、農業構造の改善を一層促進する観点から、経営移譲年金の給付に要する費用に係る追加国庫補助を引き続き行うとともに、保険料を段階的に引き上げることとする。また、近年の農業所得の動向を踏まえ、年金額を改定することとする。
- 2 夫とともに農業に専従し、実質的に農業経営に参画している妻については、農地等の権利名義を有しない場合も含めて、農業者年金への加入資格を付与することとする。
- 3 若い農業者の確保に資するため、後継者の加入資格要件を改善するとともに、農業の新たな担い手の確保の観点から、適格な経営移譲の相手方として、農外からの新規参入者を位置づけることとする。
- 4 担い手農業者に対する農地の集積を促進するため、農業者年金の加入者等に対して経営移譲のやり直しを行った受給権者について、加算付経営移譲年金を支給することとする。また、加入者が経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たせずに離農した場合を、離農給付金の支給対象とすることとする。
- 5 死亡した加入者の経営を承継して加入した配偶者について、本人の選択により、死亡一時金の受給に代えて将来の経営移譲年金の額を加算する仕組みを創設することとする。また、障害の状態となって経営移譲した者に対する支給の特例、経営移譲年金の支給停止要件の改善等の措置を講ずることとする。
- 6 市街化区域内農地の取扱いの変更、農業者年金基金が行う融資業務の充実等、所要の措置を講ずることとする。

【附帯決議】

ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う新たな国際環境の変化、我が国農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対処するため、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成、新規就農の促進等を図ることが、現下における農政の重要課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業者年金制度が、今後とも農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分な役割を発揮できるよう、次の事項の実現に努め、本制度の長期にわたる安定的発展に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、本制度の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に応じて引き続き国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。

また、年金未加入者の加入促進について、一層の努力を行うこと。

- 2 保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。
- 3 農業に専従する女性のうち農地の権利名義を有しない者への加入資格の付与については、農業経営における女性の個の確立等に一步道を開くとの観点から、その趣旨の周知徹底を図り、加入の促進に万全を期すること。
- 4 後継者の加入資格要件の緩和及び適格な経営移譲の相手方としての農外からの新規参入者の位置付けについては、これらの措置が、新規就農の促進、若い農業者の確保に十分活用されるよう努めること。

また、本年金の加入者等に対して経営移譲のやり直しを行った受給権者に、加算付経営移譲年金を支給することについては、担い手農業者に対する農地の集積の促進に資するよう努めること。

- 5 死亡した加入者の経営を承継して加入した配偶者について、本人の選択により、死亡一時金の受給に代えて将来の経営移譲年金の額を加算する仕組みが創設されるに当たり、その趣旨の周知徹底を図ること。

なお、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金については、年金財政の動向等に配慮しつつ、引き続き検討すること。

- 6 障害の状態となって経営移譲した者に対する支給の特例措置については、本制度の目的との整合性を確保するよう留意すること。

また、経営移譲年金の支給停止要件の緩和に当たっては、農地保有合理化の見地を基本としつつ、農業及び農村の活性化の政策課題にも対応するよう努めること。

- 7 農業者年金基金においては、被保険者資格管理についてコンピュータによる照合処理システムの導入、新規加入の促進に資する方向での委託業務の効

率的実施等に努め、事務の合理化・簡素化を図ること。

- 8 中山間地域農業の振興を図るとともに、担い手不足地域における円滑な経営移譲を図るため、農地保有合理化事業、農協による経営受託事業等各種の施策を強力に推進し、併せて、農業者年金基金による貸借業務については、一定の要件の下で耕作を伴う管理を推進するなどの改善措置を講ずること。右決議する。

農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、近年、米麦の生産・流通・消費をめぐる諸情勢が大きく変化する中で、米麦の品質や安定供給に対する国民の関心が高まっていること等にかんがみ、国民の信頼にこたえ得る適切な検査を通じ、米麦の安定流通の確保を図っていくため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 米麦の義務検査の見直しを行うこととし、米については、新食糧法における計画流通米は、引き続き、義務検査の対象とし、それ以外の米は、任意検査とするものとする。

また、麦についても、新食糧法に基づき、政府が買入れ・売渡しを行う麦については、引き続き、義務検査の対象とし、それ以外の麦は、任意検査とするものとする。

- 2 流通段階における品質の変化に伴う品位の評価等のニーズにこたえるため、米麦の売買取引業者等の希望に応じて、量目及び品位の検査を行う等の流通段階の検査を導入することとする。

- 3 米麦の品質についての新たなニーズの高まりにこたえるため、米の食味を構成している成分や小麦の加工適正と関連する成分を農産物検査の規格に新たに加えることとする。

また、併せて、効率的な検査体制の整備を図る観点から、国以外の第三者機関で指定を受けたものに対して、成分の検査の業務を委託することができるとする。

【附帯決議】

近年、米麦の生産・流通・消費をめぐる諸情勢が大きく変化する中で、米麦の品質や安定供給に対する国民の関心が高まっており、農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善の助長に重要な役割を果たしている農産物検査制度に寄せられる期待は、ますます大きなものとなっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、本制度の円滑な運営の確保に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 国が行う検査業務については、これまで果たしてきた役割に配慮しつつ、さらに効率的体制の整備を促進すること。また、その際、受検者の利便を損なうことがないように十分配慮すること。
- 2 計画外流通米及び契約栽培による麦の任意検査への移行に当たっては、地域における営農の安定及び円滑な流通の確保に十分配慮すること。また、米麦の流通段階での任意検査導入については、本制度の趣旨が十分生かされるよう今後の実施状況を踏まえて適正に対処すること。
- 3 検査規格の設定に当たっては、生産者、流通業者、消費者等のさまざまなニーズに的確に対応すること。特に、農産物の品質に対する国民の関心の高まりに十分配慮すること。
- 4 成分検査については、米の食味等の適正な評価に資するため、取引関係者及び消費者ニーズに適切に応え得るよう国による理化学分析体制の整備を進めること。また、国以外の第三者機関に業務を委託するに当たっては、公正・中立な検査業務の確保が図られるよう万全を期すること。
- 5 精米の表示制度については、消費者の表示に対する信頼を確保する観点から、検査制度との関連も考慮しつつ、表示されるべき事項及び表示と内容の一致等その整備を図ること。

また、輸入米については、安全性の確保はもとより、その表示につき産地国名の明示等きめ細かい対応を行うこと。

右決議する。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資するため、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置等を講ずることにより、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 緑の募金は、都道府県段階においては知事の指定を受けた都道府県緑化推進委員会が、また、全国段階においては農林水産大臣の指定を受けた国土緑化推進機構が、それぞれ行うこととする。
- 2 緑の募金による寄附金の使途は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力について都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構が行う助成等に必要な経費とすることとする。

- 3 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構の行う業務の公正かつ透明な運営を確保するため、これら団体に係る運営協議会の設置、緑の募金に係る区分経理、緑の募金の計画及び結果の公告等、所要の措置を講ずることとする。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第5号）

【要旨】

本法律案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成17年3月31日まで延長するとともに、認定法人による保全事業等の範囲を拡大し、あわせて高齢者の福祉の増進、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実等について配慮する規定を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方債についての配慮

地方公共団体が山村振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について特別の配慮をするものとする。

2 認定法人による保全事業等の範囲の拡大

認定法人が実施する保全事業等の範囲に関し、森林の保全に関する事業として森林施業に関する研修を追加するとともに、当該保全事業に併せて行う事業として都市等との地域間交流に関する事業を追加する。

3 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実

国及び地方公共団体は、振興山村における住民の生活の利便性の向上、都市等との地域間交流の促進等のため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

4 高齢者の福祉の増進

国及び地方公共団体は、振興山村における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づく介護等の便宜を供与し、あわせて、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等及び高齢者の能力発揮のための就業の機会の確保等について適切な配慮をするものとする。

5 地域文化の振興

国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた文化的所産について、その保存に加え、その活用について適切な措置が講じられるよう努めるとともに、山村における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

6 法の有効期限

この法律の有効期限を10年延長して、平成17年3月31日までとする。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本件は、農林水産消費技術センターの業務を取り巻く環境、業務内容の変化等にかんがみ、その配置の適正化を図るため、仙台農林水産消費技術センター及び岡山農林水産消費技術センターを設置する必要があるため、その設置について、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

（4）委員会決議

畜産物価格等に関する決議

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、畜産物の輸入の急増、需給の不均衡、価格の低迷、農業所得の低下、担い手・後継者の不足等極めて厳しい状況に直面している。これに加えて、本年4月からは、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく乳製品等の関税化、牛肉・豚肉の関税引下げ等が実施されることとなる。

よって政府は、これらの情勢を踏まえ、平成7年度畜産物価格の決定等に当たっては、畜産業のあるべき将来を見据えつつ、畜産経営の基盤強化を図るため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 国際化の進展等に対応し、畜産経営の将来展望が開けるよう、新たな基本法において畜産業の役割を明確にするとともに、新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等において国内生産の中長期目標並びにその実現のための生産コストの低減、乳業及び生乳流通の合理化等の具体策を提示すること。また、畜産農家の再生産を確保するため、価格政策を含め、国際化に対応し得る中長期的な畜産政策の展開方向について検討すること。
- 2 加工原料乳保証価格については、生産者の営農努力が報われ、その生産意欲が喚起されるよう、再生産を確保することを旨として適正に決定すること。加工原料乳限度数量については、国産生乳供給の十分な確保を旨とした生乳需給計画の下、適正に決定すること。

また、酪農経営体の育成強化対策を着実に推進するとともに、飲用牛乳等の消費拡大、国産ナチュラルチーズの生産振興、余乳処理施設の再編及び中小乳業の体質強化等への支援措置を引き続き講ずること。さらに、本年4月から実施される乳製品のカレント・アクセスについては、国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう適切に対処すること。

3 牛肉・豚肉の安定価格については、再生産の確保を図ることを旨として、経営の安定が図られるよう適正に決定すること。

また、牛肉については、牛肉輸入の増大により国産牛肉の価格が低下してきている実態にかんがみ、肉用牛肥育経営安定緊急対策を引き続き講ずることとし、豚肉については、価格低迷や環境問題等により飼養戸数が著しく減少している現状に対処するため、養豚経営の強化対策、糞尿処理施設の整備対策等を一層拡充すること。

4 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定し、合理化目標価格については、肉用子牛生産の実態並びに輸入牛肉の価格低下等を勘案し、適正に決定すること。

また、子牛生産拡大奨励対策、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の財政基盤強化対策等を引き続き実施すること。

5 畜産業の安定的発展に資するため、生産資材費の低減を図るとともに、国産畜産物の消費拡大、生産基盤の強化、流通の合理化、食肉処理施設の再編整備、金融支援の推進などの総合的対策を講ずること。

右決議する。

(5) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
4	青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案	衆	7. 1. 20	7. 1. 31 (予備)	7. 2. 9 可決 附帯決議	7. 2. 9 可決	7. 1. 31	7. 2. 7 可決 附帯決議	7. 2. 7 可決	
5	農業改良資金助成法の一部を改正する法律案	〃	1. 20	1. 31 (予備)	2. 9 可決 附帯決議	2. 9 可決	1. 31	2. 7 可決 附帯決議	2. 7 可決	
6	農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案	〃	1. 20	1. 31 (予備)	2. 9 可決 附帯決議	2. 9 可決	1. 31	2. 7 可決 附帯決議	2. 7 可決	
※ 1 3	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	2. 7 (予備)	2. 9 可決 附帯決議	2. 9 可決	2. 3	2. 7 可決 附帯決議	2. 7 可決	
2 0	農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	参	2. 6	2. 16	2. 21 可決 附帯決議	2. 22 可決	2. 6 (予備)	3. 14 可決 附帯決議	3. 17 可決	
※ 2 5	中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	2. 27 (予備)	3. 17 可決 附帯決議	3. 17 可決	2. 7	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
26	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2. 27 (予備)	7. 3. 17 可決 附帯決議	7. 3. 17 可決	7. 2. 7	7. 3. 10 可決 附帯決議	7. 3. 14 可決	
81	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	参	3. 13	3. 13	3. 16 可決 附帯決議	3. 17 可決	3. 13 (予備)	5. 31 可決 附帯決議	6. 1 可決	
82	農産物検査法の一部を改正する法律案	衆	3. 13	3. 13 (予備)	5. 25 可決 附帯決議	5. 31 可決	3. 13	5. 11 可決 附帯決議	5. 12 可決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
3	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案	農林水産委員長 青木 幹雄君 (7. 4. 25)	7. 4. 25	7. 4. 26			7. 4. 26 可決	7. 4. 25 (予備)	7. 4. 27 可決	7. 4. 27 可決	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
5	山村振興法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 中西 績介君 (7. 3. 14)	7. 3. 16	7. 3. 17	7. 3. 16 (予備)	7. 3. 17 可決	7. 3. 17 可決			7. 3. 17 可決	

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件	参	7. 3. 13	7. 3. 13	7. 3. 16 承認	7. 3. 17 承認	7. 3. 13 (予備)	7. 5. 31 承認	7. 6. 1 承認	